



長野県報

4月30日(木)
平成21年
(2009年)
第2062号

目次

規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) 1

告示

長野県希少野生動植物保護条例に基づく保護回復事業の事業計画の認定(自然保護課) 1

基本測量の実施(建設政策課) 2

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(生活文化課NPO活動推進室) 2

企画提案公募(プロポーザル)(税務課) 2

登録販売者試験の実施(薬事管理課) 3

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(産業政策課) 4

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(産業政策課) 4

平成21年度職業訓練指導員試験の実施(人材育成課) 5

長野県労働委員会の補欠委員の候補者推薦(労働雇用課) 6

県営土地改良事業の工事の完了(農地整備課) 6

県営住宅の入居者の募集(住宅課) 7

土地改良事業の施行の同意(農地整備課) 8

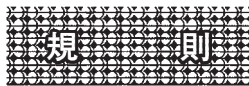
開発行為に関する工事の完了(2件)(建築指導課) 8

一般競争入札(事業課) 8

警備業法に基づく検定(生活安全企画課) 9

一般競争入札(交通政策課) 10

一般競争入札(高校教育課) 11



規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年 4月30日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

長野県人事委員会規則第6号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(昭和27年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表の第5号中「証人」を「裁判員、証人」に、「又は参考人として」を「、参考人等としての」に改め、同表の第16号中「6週間目」の次に「(多胎妊娠の場合にあつては14週間目)」を加える。

附則

この規則は、平成21年5月21日から施行する。ただし、第8条第1項の表の第16号の改正規定は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局



告示

長野県告示第311号

長野県希少野生動植物保護条例(平成15年長野県条例第32号)第32条第3項の規定により、次の保護回復事業の事業計画を認定しました。

平成21年 4月30日

長野県知事 村井 仁

- 1 認定を受けた者の住所及び氏名
東御市大日向337
北御牧のオオルリシジミを守る会 会長 早武基好
- 2 認定を受けた保護回復事業の事業計画
北御牧オオルリシジミ保護回復事業計画

自然保護課